

宅地建物取引業免許申請(新規・更新) チェックリスト

- ・申請前に書類が揃っているか確認する際にご活用ください。
- ・以下の書類の他、別途書類を求める場合があります。
- ・各書類の詳細は、宅地建物取引業免許申請案内をご覧ください。

書類の名称	内容	チェック欄	備考
免許申請書 (第一面から第五面)	第一面		
	第二面		
	第三面		
	第四面		
	第五面		県知事:茨城県収入証紙 33,000円 ※大臣免許は申請案内をご覧ください。
添付書類(1) 宅地建物取引業経歴書	第一面		※期間を決算書、納税証明書と合わせて、当該期間から過去5年分を記載すること。5年間取引実績がない場合、実績がない理由書を添付すること。
	第二面		
添付書類(2) 誓約書			
添付書類(4) 相談役及び顧問並びに株主又は出資者の名簿	第一面		※法人のみ必要
	第二面		
添付書類(8) 宅地建物取引業に従事する者の名簿			
添付書類(3) 専任の宅地建物取引士設置証明書			
身分証明書	代表者		※発行から3ヶ月以内のもの
	役員		
	政令使用人		
登記されていないことの証明書	代表者		※発行から3ヶ月以内のもの ※住所が略歴書と合っているかどうか確認すること。
	役員		
	政令使用人		

宅地建物取引業免許申請(新規・更新) チェックリスト

書類の名称	内容	チェック欄	備考
住民票			※個人のみ必要 ※発行から3ヶ月以内のもの
添付書類(5) 事務所を使用する権限に関する書面			
事務所付近の地図			※目印になるものが入るように (国道, 駅, 公共機関等)
事務所の写真	全景		※全体が写るように
	入口付近		※商号が見えるように
	内部		※新規申請の場合、2枚 ※事務スペース、応接スペースが写っているもの
	業者票		※更新のみ必要 ※文字が判別できるように ※専任の宅地建物取引士等、現在の事務所の状況に合っているかどうか確認すること。
	報酬額表		※更新のみ必要 ※最新のものかどうか文字が判別できるように ※最新の報酬額表を掲示する必要があります。
間取り図			※自宅敷地で事務所を設置する場合や、ビル等の同一フロアに複数業者が入っている場合、必要になります。
添付書類(6) 略歴を記載した書面	代表者		
※他の会社等と兼業(非常勤)している場合、非常勤証明書を添付してください。	役員		
	政令使用人		
	専任の宅地建物取引士		
	専任の宅地建物取引士		
現状申告書	専任の宅地建物取引士		※通勤距離が50km以上若しくは通勤時間が1時間30分以上の場合は、通勤証明書を添付すること。高速道路を使用の場合は、ETCの証明書を添付すること。
貸借対照表及び損益計算書 (新規法人は開始時貸借対照表)			※法人のみ必要
添付書類(7) 資産に関する調書			※個人のみ必要
法人税又は所得税の納税証明書(様式その1)			※直近1年分 ※発行から3ヶ月以内のもの
商業(法人)登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)			※法人のみ必要 ※発行から3ヶ月以内のもの
県税に未納がないことを証する納税証明書(様式40号の4の(ア))			※法人のみ必要 ※発行から3ヶ月以内のもの ※令和6年9月23日以前に取得したものは様式40号の4の(イ)